

平成 27 年度地方債同意等基準等の告示について

■ 地方財政法に基づき、以下を告示（又は通知）

1 平成 27 年度地方債同意等基準及び運用要綱

- ・「地方債同意等基準」・・・総務大臣及び都道府県知事が同意又は許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準（法 § 5 の 3 ⑪）
 - ※ 都道府県・指定都市は総務大臣、一般市町村は都道府県知事の同意又は許可が必要
- ・「地方債同意等基準運用要綱（副大臣通知）」・・・同意等基準に基づき、対象事業の詳細等を規定

【主な変更点】

- 公共施設最適化事業債を創設【基準・要綱】
 - ⇒ 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の集約化・複合化事業を規定
- 地域活性化事業債の対象に公共施設等の転用事業を追加【基準・要綱】
 - ⇒ 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の転用事業を、地域活性化事業債の対象事業に追記
- 公営企業債の償還年限の延長【基準】
 - ⇒ 公営企業債の償還年限について、公的資金の償還年限が最長 40 年に延長されたことに伴い、40 年以内に延長
- 緊急防災・減災事業債の対象事業を追加【要綱】
 - ① 活動火山対策避難施設（いわゆる火山シェルター）等の整備
 - ② 指定避難所以外の幼稚園等の耐震化（災害時要配慮者対策）

2 平成 27 年度地方債計画

「地方債計画」・・・総務大臣等が同意又は許可をする地方債の予定額の総額等に関する書類
(法 § 5 の 3 ⑪)

※ 平成 27 年度地方財政対策と併せて、平成 27 年 1 月 14 日に公表したものと同内容

【主な特色】

- 臨時財政対策債を大幅減（前年度比 1 兆 702 億円減となる 4 兆 5, 250 億円）
- 公共施設最適化事業債（集約化・複合化、410 億円）、
地域活性化事業債（転用、90 億円）、公共施設等の除却債（340 億円）を計上
- 過疎対策事業債を増額（前年度比 500 億円増となる 4, 100 億円を計上）

3 平成 27 年度地方債充当率

「地方債充当率」・・・事業区分ごとに地方債をもってその財源とする部分の割合の上限となるべき率（法 § 5 条の 8 → 令 § 20④）

【主な変更点】

- 公共施設最適化事業債の充当率を 90%と規定
- 半島振興道路整備事業債に「防災機能強化分」（*）を創設し、充当率を 90%と規定
 - （*）災害発生時に孤立する可能性のある地区の解消に資すると認められる路線など、一定の要件を満たす路線の整備

【参照条文】

○ 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）（抄）

（地方債の協議等）

第五条の三（略）

2～10（略）

- 1 1 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるもの並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。
- 1 2 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第五条の八 第五条から前条までに定めるもののほか、地方債の発行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 277 号）（抄）

（地方債計画等）

第二十条 法第五条の三第十一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条の三第十一項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 二 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参酌して総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
 - 三 法第五条の三第十一項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額
- 2 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する基準（第四項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 3 総務大臣は、法第五条の三第十一項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。
 - 4 総務大臣は、毎年度、地方債計画の内容を考慮し、事業区分ごとに、地方債充当率（地方公共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、同意等基準と併せてこれを公表するものとする。

公共施設の老朽化対策の推進

公共施設等の老朽化対策に要する経費について、地方財政計画に所要の歳出を計上するとともに、集約化・複合化等に対する地方財政措置を充実

1. 地方財政計画への計上

(1) 公共施設等最適化事業費の創設

公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共施設の集約化・複合化、転用、除却のために必要な経費として、「公共施設等最適化事業費」を計上(1,000億円(皆増))

(2) 維持補修費の増額

公共施設等の維持補修費について、地方公共団体の決算の状況等を踏まえ、増額(1兆1,601億円(+1,244億円))

2. 地方財政措置

(1) 集約化・複合化事業に係る地方債措置(公共施設最適化事業債)の創設

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化・複合化事業であって、全体として延床面積が減少するもの(庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外)

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：50%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：410億円(事業費ベース：450億円)

(2) 転用事業に係る地方債措置の創設(地域活性化事業債の拡充)

【対象】

公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業(転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合は対象外)

【充当率等】

- ・ 充当率：90%、交付税算入率：30%
- ・ 期間：平成29年度まで
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：90億円(事業費ベース：100億円)

(3) 公共施設等の除却についての地方債の特例措置(平成26年度創設、継続)

- ・ 充当率：75%(資金手当)
- ・ 平成27年度地方債計画計上額：340億円(事業費ベース：450億円)

平成27年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項 目	平成27年度 計画額 (A)	平成26年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,389	16,473	△ 84	△ 0.5
2 公営住宅建設事業	1,126	1,132	△ 6	△ 0.5
3 災害復旧事業	647	502	145	28.9
4 教育・福祉施設等整備事業	3,359	3,487	△ 128	△ 3.7
(1) 学校教育施設等	1,232	1,240	△ 8	△ 0.6
(2) 社会福祉施設	376	379	△ 3	△ 0.8
(3) 一般廃棄物処理	649	653	△ 4	△ 0.6
(4) 一般補助施設等	562	665	△ 103	△ 15.5
(5) 施設（一般財源化分）	540	550	△ 10	△ 1.8
5 一般単独事業	20,543	20,047	496	2.5
(1) 一般	4,351	4,355	△ 4	△ 0.1
(2) 地域活性化	490	400	90	22.5
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設最適化	410	-	410	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	4,565	4,010	555	13.8
(1) 辺地対策	465	410	55	13.4
(2) 過疎対策	4,100	3,600	500	13.9
7 公共用地先行取得等事業	345	430	△ 85	△ 19.8
8 行政改革推進	1,000	1,700	△ 700	△ 41.2
9 調 整	100	100	0	0.0
計	48,074	47,881	193	0.4
二 公営企業債				
1 水道事業	4,334	3,987	347	8.7
2 工業用水道事業	178	210	△ 32	△ 15.2
3 交通事業	1,786	1,789	△ 3	△ 0.2
4 電気事業・ガス事業	164	228	△ 64	△ 28.1
5 港湾整備事業	544	596	△ 52	△ 8.7
6 病院事業・介護サービス事業	4,116	4,123	△ 7	△ 0.2
7 市場事業・と畜場事業	2,096	449	1,647	366.8
8 地域開発事業	805	1,083	△ 278	△ 25.7
9 下水道事業	10,981	11,093	△ 112	△ 1.0
10 観光その他事業	114	110	4	3.6
計	25,118	23,668	1,450	6.1
合 計	73,192	71,549	1,643	2.3

※ 公共施設等の除却債（340億円）は、「5 一般単独事業（1）一般」の内数として計上

(単位：億円、%)

項 目		平成27年度 計画額 (A)	平成26年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三 臨時財政対策債		45,250	55,952	△ 10,702	△ 19.1
四 退職手当債		800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債		(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
総 計		(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
		119,242	128,301	△ 9,059	△ 7.1
内 訳	普通会計分	95,009	105,570	△ 10,561	△ 10.0
	公営企業会計等分	24,233	22,731	1,502	6.6
資金区分					
公 的 資 金		49,578	53,504	△ 3,926	△ 7.3
財 政 融 資 資 金		30,381	33,333	△ 2,952	△ 8.9
地方公共団体金融機構資金		19,197	20,171	△ 974	△ 4.8
(国の予算等貸付金)		(345)	(740)	(△ 395)	(△ 53.4)
民 間 等 資 金		69,664	74,797	△ 5,133	△ 6.9
市 場 公 募		40,000	42,600	△ 2,600	△ 6.1
銀 行 等 引 受		29,664	32,197	△ 2,533	△ 7.9

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成27年度地方債充当率

1 基本となる事業別地方債充当率 (通常収支分)

項 目	平成27年度 充 当 率	平成26年度 充 当 率
一 一 般 会 計 債		
1 公 共 事 業 等	90%	90%
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	100%	100%
3 災 害 復 旧 事 業		
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業		
(1) 学 校 教 育 施 設 等	90%	90%
(2) 社 会 福 祉 施 設	80%	80%
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	90%	90%
(4) 一 般 補 助 施 設 等	75%	75%
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	100%	100%
5 一 般 単 独 事 業		
(1) 一 般	75%	75%
(2) 地 域 活 性 化	90%	90%
(3) 防 災 対 策	90%	90%
(4) 地 方 道 路 等	90%	90%
(5) 旧 合 併 特 例	95%	95%
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	100%	100%
(7) 公 共 施 設 最 適 化	90%	—
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	100%	100%
(1) 辺 地 対 策		
(2) 過 疎 対 策		
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業		
8 行 政 改 革 推 進		
9 調 整		
二 公 営 企 業 債		
三 臨 時 財 政 対 策 債		
四 退 職 手 当 債		
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債		

※ 「2 地方債同意等基準の事業別の地方債充当率」において、半島振興道路整備事業の防災機能強化分の充当率を90%と規定